2026年11月12日

各　位

会　社　名　スマートニュース株式会社
代表者名　代表取締役社長　浜本　階生
（コード番号：676A 東証グロース市場）
問合せ先　執行役員 経営管理責任者　黒岩　篤
（TEL. 03-6861-5596）

株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2026年11月12日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所グロース市場への上場承認をいただいております。詳細につきましては、本日付けで公表しております「東京証券取引所グロース市場への上場承認に関するお知らせ」をご参照ください。

記

１．引受人の買取引受による株式売出しの件

（１） 売出株式の種類及び数	当社普通株式	8,081,500株
（２） 売出人及び売出株式数	東京都渋谷区 鈴木 健	1,885,600株
	東京都千代田区二番町５番地１号 グロービス４号ファンド投資事業有限責任組合	1,029,500株
	東京都千代田区 川田 尚吾	1,011,100株
	One Capital Place, Grand Cayman, KY1-1103, Cayman Islands ATOMICO III, L.P.	901,900株
	東京都港区六本木６丁目11番１号 グリーキャピタルマネジメント株式会社	729,700株
	PO Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands Globis Fund IV, L.P.	600,200株
	東京都渋谷区渋谷２丁目24番12号 株式会社MIXI	435,600株

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

Kingston Chambers, PO Box 173, Road Town, Tortola British Virgin Islands
Princeville Global Smart Media Investments Ltd
387,000株
PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
ACA Japan Innovation II LP
293,000株
PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
ACA Japan Innovation LP
213,700株
東京都中央区八重洲１丁目３番４号
SMBCベンチャーキャピタル２号投資事業有限責任組合
167,000株
26 New Street, St Helier, Jersey, JE2 3RA, Channel Islands
ATOMICO III (JERSEY), L.P.
119,700株
東京都港区東新橋一丁目８番１号
株式会社電通グループ
78,200株
東京都板橋区
川原 英哉
73,000株
Level 33, 52 Martin Place Sydney NSW 2000
Privatus Nominees Pty Ltd (ACN 649 376 527) as trustee for Princeville Global III ANZ Fund
63,000株
東京都目黒区下目黒１丁目８番31号
株式会社マスヤマコム
36,000株
4 Embarcadero Center, Suite 3450, San Francisco, CA 94111
Woodline Master Fund LP
35,400株
3201 Bee Caves Rd Ste 1 #160485 Austin, TX USA
Social Starts, L.P.
7,300株
c/o Albright & Associates, Ltd. 6121 Lakeside Drive, Suite 100, Reno, Nevada 89511
BLZ Investments, LLC
7,300株
P.O. Box 107, Glenbrook, Nevada 89413
Software Venture Partners, LLC

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

7,300株

（３） 売出価格　未定（今後開催する取締役会において承認される仮条件をもとに、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年12月７日（月曜日）（以下、「売出価格決定日」という。）に引受価額（売出人が引受人より１株あたりの買取金額として受け取る金額。）と同時に決定される予定であり、その承認は当社代表取締役社長に一任する。）

（４） 売出方法　売出価格での一般向けの売出しとし、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社、野村證券株式会社、ＳＭＢＣ日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、マネックス証券株式会社、楽天証券株式会社、株式会社ＳＢＩ証券、及び松井証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
なお、本売出株式の一部は、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。

（５） 引受人の対価　引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。

（６） 申込期間　2026年12月８日（火曜日）から
2026年12月11日（金曜日）まで

（７） 申込株数単位　100株

（８） 株式受渡期日　2026年12月15日（火曜日）

（９） 売出株式の払込金額及びその他本株式売出しに関して取締役会の承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定する。その他本株式売出しに必要な一切の事項については、当社代表取締役社長に一任する。

(10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

２．オーバーアロットメントによる株式売出しの件

（１） 売出株式の種類及び数　当社普通株式　1,212,200株（上限）
なお、売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少又は中止される場合がある。

（２） 売出人　東京都千代田区大手町一丁目９番２号
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社
1,212,200株（上限）

（３） 売出価格　未定（売出価格決定日に決定される予定）
なお、上記１.における引受人の買取引受による売出しの売出価格と同一とする。

（４） 売出方法　上記１．における引受人の買取引受による売出しに関連して、かかる当該売出しの需要状況を勘案の上、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から借受ける当社普通株式を追加的に売出すものとする。なお、本オーバーアロットメントによる売出しは、需要状況により一部又は全部につき行われない場

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

合がある。

（５） 申込期間　　上記１．における申込期間と同一である。

（６） 申込株数単位　　上記１．における申込株数単位と同一である。

（７） 株式受渡期日　　上記１．における株式受渡期日と同一である。

（８） 上記１.の売出株式数が変更される場合、本オーバーアロットメントによる売出株式数の上限については、変更後における１.の売出株式数の 15%となる数（100 株未満切り捨て）に変更される。

（９） その他、本オーバーアロットメントによる株式売出しに関して取締役会の承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定する。［その他本オーバーアロットメントによる株式売出しに必要な一切の事項については、当社代表取締役社長に一任する。］

(10) 上記１.における引受人の買取引受による売出しが中止された場合は、本オーバーアロットメントによる売出しも中止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1．株式売出しの概要

（1）売　出　株　式　数　①　引受人の買取引受による売出し

当社普通株式　8,081,500株

②　オーバーアロットメントによる売出し（※）

当社普通株式　上限 1,212,200株

（2）需 要 の 申 告 期 間　2026年11月30日（月曜日）から
2026年12月４日（金曜日）まで

（3）売 出 価 格 決 定 日　2026年12月７日（月曜日）
（売出価格は、仮条件をもとに、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で決定する。）

（4）申　込　期　間　2026年12月８日（火曜日）から
2026年12月11日（金曜日）まで

（5）株 式 受 渡 期 日　2026年12月15日（火曜日）

（注）上記（1）に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式の一部は、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがあります。

（※）オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が1,212,200株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主である鈴木健（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は、1,212,200株を上限として貸株人より追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、2026年12月25日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は、2026年12月15日（上場日）から2026年12月25日までの間、モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社及び野村證券株式会社と協議の上、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は、モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社及び野村證券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

２．株主への利益配分

（１）利益配分の基本方針

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しております。

しかしながら、現時点では当社グループは成長過程にあると考えており、内部留保資金について、当面は事業基盤の整備に向けた投資資金として有効に活用する方針です。そのため、当社は設立以来配当を実施した実績はなく、今後の配当実施の可能性及び実施時期についても未定であります。

（２）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、当面は事業基盤の整備に向けた投資資金として有効に活用する方針です。

（３）今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今後は、業績の推移や財務状況、将来的な事業・投資計画等の成長戦略などを総合的に勘案し、内部留保とのバランスを取りながら決定していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

（４）過去の３決算期間の配当状況

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
１株当たり当期利益又は１株当たり当期純損失（△）	46.57円	△107.94円	17.51円
１株当たり配当額 （１株当たり中間配当額）	－円 （－円）	－円 （－円）	－円 （－円）
実績配当性向	－％	－％	－％
自己資本当期純利益率	18.6％	－％	10.5％
純資産配当率	－％	－％	－％

（注）１．上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。

２．１株当たり当期利益又は１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

３．2024年12月期の自己資本当期純利益率については、当期純損失であるため記載をしておりません。

４．当社は配当を行っておりませんので、１株当たり配当額、実績配当性向及び純資産配率については、それぞれ記載しておりません。

３．ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主、売出人、貸株人及び当社新株予約権者である鈴木健、当社株主及び売出人であるグロービス４号ファンド投資事業有限責任組合、川田尚吾、ATOMICO III, L.P.、グリーキャピタルマネジメント株式会社、Globis Fund IV, L.P.、株式会社MIXI、Princeville Global Smart Media Investments Ltd、ACA Japan Innovation II LP、ACA Japan Innovation LP、SMBC ベンチャーキャピタル２号投資事業有限責任組合、ATOMICO III (JERSEY), L.P.、株式会社電通グループ、川原英哉、Privatus Nominees Pty Ltd (ACN 649 376 527) as trustee for Princeville Global III ANZ Fund、株式会社マスヤマコム、Woodline Master Fund LP、Social Starts, L.P.、BLZ Investments, LLC、Software Venture Partners, LLC、当社株主である浜本階

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

生、JIC ベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合、Globis Fund VI, L.P.、日本郵政キャピタル株式会社、グロービス6号ファンド投資事業有限責任組合、Globis Fund VI-S, L.P.、グロービス6号Sファンド投資事業有限責任組合、ジャパン・コインベスト投資事業有限責任組合、SMBCベンチャーキャピタル6号投資事業有限責任組合、株式会社 Hakuhodo DY ONE、株式会社Rmake、TECHNOLOGY STOCK HOLDING MASTER TRUST/SERIES JAROSLOVSKY 2020 TRUST、株式会社AMG、グリーンコインベスト投資事業有限責任組合、千葉道場 2 号投資事業有限責任組合、Technology Stock Holding Master Trust /Series Li 2022 Trust、千葉道場1号投資事業有限責任組合、GMO GFF 投資事業有限責任組合、KODAMA INVESTMENTS AG、Technology Stock Holding Master Trust /Series Nicolas 2022 Trust、Bach Capital Special Opportunities I、スパークス・グループ株式会社、株式会社阿部キャピタル、株式会社ハムステッド・プロパティーズ、株式会社 Preferred Infrastructure、フォースタートアップス株式会社及び他67名、当社株主及び当社新株予約権者である30名、当社新株予約権者である14名は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社及び野村證券株式会社（以下、「共同主幹事会社」という。）に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2027年6月12日までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が取得すること等は除く。）等は行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び譲渡制限付株式報酬にかかわる発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

４．配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

（注）「２．　株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。